

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年5月22日(木)

開会 13時30分

閉会 16時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下謙委員、井村正勝委員、山根一枝委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 森下宏也 教育総務室主査 伊藤幸司

教育改革室長 中谷文弘

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主査 岡村芳成

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 別所志津子

スポーツ振興室主査 野村知広 スポーツ振興室指導主事 奥井達司

社会教育推進特命監 石倉邦彦 社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第11号 2008年版県政報告書(案)について	原案可決
議案第12号 条例改正案について	原案可決
議案第13号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について	原案可決
議案第14号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について	原案可決
議案第15号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 日本国三重県教育委員会と中華人民共和国国家外国専門家局との間の
教員派遣に関する協定書の更新について

報告2 第58回三重県高等学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成20年5月12日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

竹下議委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第11号、12号は意思形成過程のため、議案第13号から15号は人事案件のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告題1、2を先に行い、その後、非公開の議案を番号順に審議することを確認する。

・ **審議内容**

報告1 日本国三重県教育委員会と中華人民共和国国家外国専門家局との間の教員派遣に関する協定書の更新について（公開）

（人材政策室長説明）

日本国三重県教育委員会と中華人民共和国国家外国専門家局との間の教員派遣に関する協定書の更新について、別紙のとおり報告する。

1ページをご覧ください。中華人民共和国への教員派遣につきまして、今までの経緯をまとめさせて頂いたものです。まず1番ですが、中華人民共和国への教員派遣の経緯についてまず、最初の協定書の締結です。この時の締結の内容は、1期を2年間、2人の教員を派遣するという形で、うち1名は河南省へ派遣するという内容の協定書を締結致しました。三重県教育委員会は、日本と中華人民共和国との文化・教育の交流及び協力を推進するため、昭和62年11月10日、中国の国家外国専門家局と協定を締結して、大学で日本語を指導するために、本県高等学校教諭を派遣することとしました。昭和62年11月に締結致しまして、実際には昭和63年9月から第1期目ということで2年間、2人の教員を中国に派遣致しました。そのうちの1名は本県と友好提携を結んでいる河南省の大学に派遣を致しました。この締結に基づくものが平成12年の7月までの間、4年毎に2回更新をしまいいりました。1期あたり2年間の派遣をするという協定で、実際には4年間2期分の協定の内容になるわけですけれども、それを2回更新して平成12年7月までその内容でやってまいりました。2番です。協定書の変更です。平成12年8月からの更新については、1期あたりの派遣期間を1年にする、それから派遣の教員数を1名にする、派遣先は河南省へという内容で協定書をこの時に大きく変えました。このように、平成12年度からは協定書の一部変更により、派遣期間を1年、派遣教員を1名とし、引き続き河南省の大学へ派遣を行うこととなりました。協定書は有効期限毎に更新しており4年です。現在は平成16年9月から平成20年8月までの4年間となっております。現在第14期の派遣教員が平成20年7月31日までの予定で河南省の方へ派遣されています。次に3番目、派遣先は河南師範大学として、中国へ往復する航空運賃は河南師範大学が負担をするという協定書の内容となっております。派遣にかかる往復の運賃については、第11期までは日中技能者交流センターという団体がありまして、そこがこの中国への日本語教員の派遣を一手に引き受けているという状況がありました。ところがこの団体の財政状況が悪化致しまして、第12期からは河南師範大学が負担することとなり、平成18年3月31日に三重県教育委員会と中華人民共和国国家外国専門家局との間でその旨の備忘録を交わしているところであります。次に大きな2番です。派遣の成果について、まずは日本側の成果についてですが、これまで14期にわたりまして18名の教員を派遣してまいりました。帰国後にはそれぞれの所属で中心的な役割を担って頂いておると共に、中華人民共和国の生活で得た知識あるいは語学技能を活かして、授業内容に活用して頂いていることはもちろんのこと、例えば放課後に生徒向けの中国語講座を実施するとか、あるいは地域住民向けに中国語入門講座を開設するという、中国語の普及にも貢献しており、また高等学校国語教育研究会で、中国文学研修を定期的に行っております。教員の資質向上に寄与するという事など、本県中国語あるいは中国文化の教育・普及に大きく貢献をしているという状況です。それから中国側の方の成果ですが、河南師範大学では現職の高等学校国語科教員が日本語教育にあたるということから、日本語教育科が中華人民共和国でも屈指のレベルにあり、卒業時には約70%が日本語能力試験1級、これは日本国際教育支援協会が主催しているもので、外国人向けの検定試験です。この1級に70%程度が合格しています。ちなみに、海外受験者の合格率は30%程度が平均ですので、それに比べて非常に高い合格率を出しています。また今年の夏帰国した第13期の派遣教員が指導した学生は、日中友好協会が主催した中国人青少年対象の芭蕉俳句コンクールに応募して最優秀賞を受賞したということ、あるいは日経新聞や中国の教育国際協会が主催す

る日本語スピーチコンテスト、中国の地区大会で2位の成績を収めるというような成果をあげているということです。3番目として、河南省との友好提携について、河南省はその省都鄭州市というのがありますが、津市とほぼ同じ北緯35度に位置するということでありまして、あるいは名所・旧跡が非常に多い古い土地柄で、観光に力を入れているということなど、三重県との共通点が多くありまして、昭和61年11月19日、友好提携締結以来、政府代表団の相互派遣の他、幅広い交流事業を行っている省です。4番目、協定書の更新についてですが、現在の協定書はこの8月までとなっております。上記の状況及び成果を踏まえまして、更に向こう4年間の派遣を継続することとして、別添協定書(案)の下線の部分の修正を行った上で、協定書の更新を行いたいということです。3ページ以降が協定書の具体的な内容です。4ページのところ、教員の派遣のところの(1)に派遣期間のところアンダーラインを引いてあります。5ページの(2)、これは向こうで毎月の生活費としてもらう手当ですけれども、現在の協定書は2600人民元ですが、それを3900人民元に上げて頂くと、また1年の勤務が満了した時に一時休暇手当が出るんですけれども、それが現在は2200人民元のところを3000人民元に値上げをして頂くと、向こうの給与水準もそれなりに上がっているということもあってのことと思います。それから(3)のところは航空運賃の件の改正です。派遣先の大学が提供するという形です。あとは今までのものと変わっておりません。7ページが新旧対照表となっております。

【質疑】

竹下委員

この日本語の1級ですが、大体毎年70%も通っているんですか。

人材政策室長

はい、そうです。毎年大体70%の合格率を達成しているそうです。

竹下委員

ものすごいよね。

人材政策室長

高いですね。中国の中でも北京の学校がいつもトップらしいんですけれども、それに次ぐくらいの日本語レベルの高い大学だそうです。

竹下委員

この上がいますか。

人材政策室長

上の学校があるそうです。

委員長

日本から教えに行くんですけれども、中国から教えにくるとかそういう話はなかったんですか。元々、そういう話はなかったのですか。もし一方的に教えるだけじゃなくて、向こうから来るというのであれば何か分かりやすいんですけど。そうしなかった経緯というのをもしご存知ならば。

副教育長

概要だけですけれども、日本のいろんなところから中国に日本語指導に行っておりました。日中技能者交流センターが窓口になりまして、中国の大学、三重県の場合河南師範大学の方へほとんど行ってますが、北京の方の大学へ行ったりとかそういうこともしていました。向こうが受け入れるので、何とか日本語指導に来てほしいというようなことで、全国で数県くらい対応しておりました。だから逆に三重県の方で受け入れるというような話は他の県ともども特にはずにスタートしております。

委員長

分かりました。

井村委員

今まで航空運賃をもっていったところが、財政状況が悪くなったというのは、そこまで必要ないのかもしれませんが、どうしてこんなことになったのですか。

人材政策室長

日中技能者交流センターが国からの補助を受けて、その補助金でこういう事業をやっていたわけなんですけれども。

井村委員

それは日本と中国。

人材政策室長

そうです。

井村委員

両方からですか。

人材政策室長

日本ですね。たぶん外務省だと思いますけど、そこはちょっとはつきりしませんけども。補助金の額がどんどん減って行って、潤沢にできなくなってきたと。それまでは三重県から行く教員についても、技能者交流センターへ会員ということで1万円くらい会員費を払えば往復の航空運賃とか、あるいは新幹線でここから東京まで行く運賃とか全てもってもらっておったんですけれども、それはもうできないということになってきました。4年位前からもう対応できないということでした。

委員長

これは、日本語を教えに行ったり、日本に対する理解を深めるという意味でも非常に大きな働きだと思いますし、それから本当は国としてもっとやらなければいけない仕事ですよ。それから中国の場合だと、孔子学院というのをあちこちに世界的に作って、中国のいわゆる親中派を作って、中国を理解してもらおうっていうことを国家的にやっているわけですね。そういう意味では三重県がこれに参加しているっていうのはある意味先駆的な試みであって、予算的な問題がけっこう出てきますのでその辺が問題になるかもしれないけど、非常にいいことじゃないかなと思います。

人材政策室長

先程の、財政難の理由なんですけど、日本財団、旧日本船舶振興会というのがありまして、そこからの寄付がかなりを占めておったらしいんですけど、その寄付が減ったというのが理由のようです。

委員長

あとよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 第58回三重県高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第58回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

資料の1ページをご覧ください。平成20年度第58回三重県高等学校総合体育大会につきましては、平成20年5月30日金曜日から6月1日日曜日の期間で33種目にわたり、全日制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校、高等専門学校、専修学校から数多くの生徒が参加し、県内各地で開催をします。総合開会式につきましては2ページをご覧ください。平成20年5月31日土曜日午前9時から、県営鈴鹿スポーツガーデン体育館において開催をします。平成19年度大会の全日制および定時制通信制総合優勝校の代表者及び県営鈴鹿スポーツガーデンを試合会場とするテニス競技、サッカー競技、ラグビー競技の出場者の約200名の高校生が参加をする予定です。県教育委員会からは、副教育長に出席をして頂き挨拶をして頂くことになっております。なお、選手宣誓につきましては、四日市工業高校ラグビー部主将の池田祐也君が行うことになっております。もう一度1ページへ戻って頂きたいと思います。9の表彰のところですが、7月15日火曜日に県庁講堂において、学校対抗得点方式による総合成績で表彰を行います。全日制、定時制、通信制、男女総合優勝校に、主催者から優勝旗、優勝杯と優勝盾、全日制は6位まで、定通制は3位まで賞状と盾が授与されることとなっております。なお、開会の会場等につきましては、3ページに一覧があります。よろしければ会場等に出向いて頂きまして、高校生のはつらつとした元気なプレーをご覧頂ければというふうに思います。

【質疑】

竹下委員

これは予算はどれくらいかかっているんですか、この三重県の大会で。

スポーツ振興室長

県教育委員会の方からは500万の負担をしております。あとにつきましては、高体連も主催になっておりますので、そちらも負担をしているということです。

竹下委員

同じ額位ですか。

スポーツ振興室長

はいそうです。

竹下委員

これが仮に全国大会を開催するとなると、その数倍、数倍どころじゃきかないのですか。

スポーツ振興室長

今資料がございませんので申し訳ございません。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第11号 2008年版県政報告書(案)について(非公開)

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第12号 条例改正案について(非公開)

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第13号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について(秘密会)

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第14号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について(秘密会)

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第15号 職員の懲戒処分について(秘密会)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全員が承認し、本案を原案どおり可決する。